

政党に関する法律

- カンボジア王国の憲法
- カンボジア王国政府の任命に関する 1993 年 11 月 1 日付の勅令
- 閣僚評議会の組織及び機能に関する 1994 年 7 月 20 日付の勅許（法律）第 02 NS-94 号
- カンボジア王国政府の構成修正に関する 1994 年 10 月 31 日付の勅令第 NS-Roy.Decr-1094-90 号
- カンボジア王国政府の構成修正に関する 1997 年 8 月 7 日付の勅令第 CH. S-Roy. Decr-0897-147 号
- 内務省の設立に関する 1996 年 1 月 24 日付の勅許（法律）第 NS-Roy. Decr-0196-08 号
- 初代首相閣下及び第 2 代首相 SAMDECH 閣下の並びに内務省共同大臣の提案

ここに以下を公布する

下院（国民議会）が、第 1 回立法の 8 回目の会議の間、1997 年 10 月 28 日に採択した政党に関する法律。その全内容は以下のとおりである。

第 1 章 総則

第 1 条

本法律は、カンボジア王国における政党の設立、登録及び活動のための正式手続き及び条件を決定することを目的とする。

第 2 条

「政党」は、同じ思想及び意欲を有し、カンボジア王国の憲法及び有効な関連法により決定される自由かつ公正な選挙を通じて、自由民主主義及び社会的多元主義体制に従い、国家の政治生活に参加する目的で、恒久的かつ自立した組織を形成するため契約を通じて任意に団結する人の集団である。

第 3 条

あらゆる政党は、プノンペン又はカンボジア王国の州／市の町に、その中央／本部事務所を有するものとする。

第 4 条

あらゆる政党は、同じ権利、特権の資格を有するものとし、王国政府及びあらゆるレベルの当局から平等な取扱いを受けるものとする。

第 5 条

政党の一員としての参加は、あらゆるクメール市民の自由選択である。いか

なる人も、誰かを政党に参加するよう強制する権利を有しない。

いかなる人も、その者が合法的に設立された政党の一員である又は一員でないという理由で、市民権、参政権、又は職業上の権利を行使する自身の権利をばく奪されないものとする。

第6条

あらゆる政党は、以下のいずれの活動も行うことを認められないものとする。

- 1 国家の統一性及び領土保全を害するような自治区を構成すること
- 2 権力を奪う目的で暴力的な手段の利用により、自由民主主義及び社会的多元主義体制に反する破壊活動の実施
- 3 軍隊を組織すること

第7条

あらゆる政党は、外国の政党又は外国政府に従属せず、又はそれらの指揮又は命令に従わないものとする。

第8条

政党の登録は、内務省の権限であるものとする。

第2章 政党の設立

第9条

カンボジア王国に永住する18歳以上の少なくとも80名のクメール市民は、内務省に通知状のみを提出することにより、政党を形成する権利を有することができる。内務省は、15日の期間内に、上記の通知状を受領したことを記載した書面で返答しなければならない。この上記の15日の指定期間が経過した場合、この通知状は、既に受領されたとみなされるものとする。

形成されたばかりの政党は、有効性を得るため、本法律第V章で定められたとおり、政党登録簿への登録を申請するための正式手続きを準備し、条件を遂行するため、25歳以上の少なくとも7名で構成される暫定委員会を選出するための投票を行うものとする。

この上記の期間中、当該政党が有効性をまだ得られなかった場合であっても、その事務所に看板を上げることを許される場合がある。

第10条

各政党は、規則（規約）及び主要な政策を書面で作成するものとし、それには、少なくとも以下の重要項目を含めるものとする。

- a. 規約には、以下を含むものとする。
 - 1) 名称。文字による正式名称、略称、及びシンボル
 - 2) 本部／中央事務所の住所
 - 3) 政党の設立の日付。この日付は、国内又は国際的な祭日と重ならな

いものとする。

- 4) 構成員の入党及び除名に関する規則
 - 5) 構成員の権利及び責務
 - 6) 全国レベルでの組織構造及びその（当該政党の）下に続く地方レベルでの組織構造
 - 7) 政党のさまざまな組織の権限
 - 8) 理事会の構成員の職務の選任及び解任の方法
 - 9) 政党のさまざまな組織の常会の日程
 - 10) 政党のさまざまな組織の会議について、それを有効にするために必要となる構成員の人数（定足数）
 - 11) 政党の財務及び資産
 - 12) 政党の解散及び解散後の政党の資産の清算に関する規則
 - 13) 政党の規約の修正に関する規則
- b. 主要な政策及び政綱において、政党の目標及び目的を明記するものとする。

第11条

あらゆる政党は、以下に決定された名称及びシンボル／ロゴを有するものとする。

- 1) 政党の文字による正式名称又は略称及びシンボル／ロゴは、既に存在する政党のものと明確に区別されなければならない
- 2) 新たに形成される政党の名称は、他の政党の名称にわずかな修正を行うことにより与えられないものとする
- 3) 政党のシンボル／ロゴは、宗教を表す国のシンボル若しくは絵、アンコールワット寺院、又はあらゆるクメール王の写真若しくは絵を複製したものではなく、又はそれらから引用したものではないものとする

第3章 構成員資格

第12条

18歳以上で市民権を有するクメール市民は、政党に構成員として加入することができる。

第13条

政党における構成員資格は、任意であるものとする。政党の構成員は、理由を示す必要なく、いつでも辞めることができる。

第14条

政党の構成員は、当該政党の規則（規約）に記載されたものと同じ権利及び

義務を有する。

第 15 条

クメール市民は、同時に 2 つ以上の政党の構成員になってはならない。ある人が多くの政党に同時に構成員として参加した場合、最後の政党における構成員資格が、有効とみなされるものとする。

修道会宣教会司祭、司法制度の構成員、カンボジア王国軍（RCAF）及び国家警察の構成員は、政党の構成員として加入することができるが、政党を支持又は反対する活動を実施してはならない。政党は、宗教団体、カンボジア王国軍、及び国家警察の内部にその組織構造を設立してはならない。

第 16 条

政党の構成員は、以下のいずれかの場合に自己の構成員資格を失うものとする。

- 1) 当該政党における構成員を辞めた又は放棄した後
- 2) 関係する政党の規約に基づき当該政党を辞めさせられた後

第 4 章 政党のさまざまな組織

第 17 条

各政党の主要機関は、少なくとも以下により構成されるものとする。

- 総会又は同等の組織
- 国民評議会若しくは中央委員会又は同等の組織
- 理事会若しくは常設／常務委員会又は同等の組織
- 仲裁委員会若しくは管理委員会又は紛争解決委員会又は同等の組織

政党のあらゆるレベルの上記主要機関の名称は、各政党のそれぞれの規則（規約）に基づく決定によって変更することができる。

第 18 条

本法律第 17 条において決定される各政党の主要機関の委任された権限、責務、組織及び機能、並びに当該政党のさまざまな機関の委任された権限、責務、組織及び機能は、その規則において決定されるものとする。

第 5 章 政党の登録

第 19 条

本法律第 9 条第 2 項に記載された有効性を得るために、政党は、政党登録簿への登録を申請するものとし、そのために政党は、多くの州／市から来た少なくとも 4000 名の構成員を有しなければならない。

第 20 条

政党は、以下の正式手続きを遂行するものとする。

1. 政党の総裁の署名付きの登録申請書
2. 政党の文字による正式名称及び略称並びにシンボル
3. 政党の本部／中央事務所の住所
4. 政党の規則（規約）の原本 2 部
5. 政党の国際規則（存在する場合）
6. 党の主な政策及び政綱
7. 憲法、政党に関する法律及び他の有効な規定、自由民主主義多党原則及び人権についての当該政党の誓約に関する政党の供述書
8. 人名簿。これにおいては、4000 名の構成員の年齢、住所にも言及し、当該構成員の母印並びに政党の構成員資格カードのシリアル番号及び政党の構成員としての加入日を含む
9. 政党の総裁又は少なくとも 3 名の創立構成員の個人的経歴の要約で、写真（4x6）が添付された写しを各 1 部
10. カンボジア国立銀行により認められたカンボジア王国内の銀行による銀行口座の明細書
11. 登録料の支払い領収書の写し 1 部。この上記登録料の料金は、内務省と経済財政省の共同声明（大臣令）により決定されるものとする

第 21 条

申請の受付の受領書は、本法律第 20 条で決定された十分な正式手続きを遂行した当該政党に対して、内務省から発行されるものとする。

第 22 条

内務省は、本法律第 21 条に記載する申請の受付の受領書の発行日後、当該政党の同封書類の内容に関し、調査を進めるものとする。

30 日の期間内に、内務省は、当該政党の登録に関して承認を与えるか否かの決定をするものとする。

第 23 条

政党の同封書類が憲法、政党に関する法律及びカンボジア王国の有効なその他の法律に十分かつ適切に適合していることが確認された場合、内務省は、登録承認に関して当該政党へ通知するための返答状を、当該政党の登録日並びに内務大臣の署名及び押印が付された規則（規約）の写し 1 部を添付して送付するものとする。

第 24 条

政党の書類が十分ではなく、憲法、政党に関する法律及びカンボジア王国の有効な他の法律に正確に準拠していないことが判明した場合、内務省は、当該政党へ書面にて通知を送るものとする。その政党は、この書状の受領から 15 日

以内に、内務省の通知状に従い、正規手続きを満たすため追加の書類を提供するものとする。この 15 日の期間内に追加書類を提供しない場合、内務省は、当該政党へ登録不可の書状を送るものとする。

第 25 条

本法律第 24 条のとおり、内務省が登録不可の書状を与えた政党は、憲法評議会へ訴訟を提出する権利を有する。

憲法評議会は、当該政党の苦情を受領した日から 30 日以内に当該訴訟に関して決定を行うものとする。

政党により提供された書類が適切であると決定した憲法評議会の決定を受領後、内務省は、本法律第 23 条に記載された政党登録簿へ当該政党を直ちに登録する手続きを進めるものとする。

第 26 条

登録された政党は、当該政党の規則（規約）に従い、その名称を変更すること、又は主要な政策及び政綱を変更すること、又は自己の規約に修正を行うことができる。この場合、当該政党は、既に変更／修正された新たな書類を同封することにより内務省へ書面で通知しなければならない。特に、政党の新たな総裁の変更に関しては、その新たな総裁の簡単な個人的経歴の写し 1 部を 4×6 の写真を添付して同封することにより、内務省へ書面で通知するものとする。

第 6 章 政党の財務

第 27 条

以下に由来する収入は、政党の財源とみなされるものとする。

1. 構成員からの献金又は固定徴収
2. 合法的な事業活動に由来する政党の収入
3. 本法律第 28 条に記載された国家の予算
4. クメール民間企業又はクメールの寛大な人からの寄付
5. 政党自体の資産

第 28 条

国家は、国民の代表（議会のメンバー）の選挙運動のみに使用することを目的として、すべての政党に対し、平等な金額の国家予算を割り当てることができる。

国全体の有効な投票合計の 3 パーセントを得られない政党、又は議会で 1 議席を得られない政党は、選挙の最終結果の宣言日から 3 か月の期間内に、上記の割当予算の全額を国家へ払い戻すものとする。

第 29 条

政党は、本法律第 28 条に記載された場合のみを除き、政府の機関、協会、NGO、

公企業、公施設、公的研究所又は外国企業から、いかなる形態の寄付も受領することを禁止されるものとする。

第7章 報告及び管理／検査

第30条

会計に関連するあらゆる報告及び書類は、少なくとも7年間ファイルが保持されるものとし、当該政党の規則、内部規則、又は裁判所若しくは管轄機関の決定に基づく管理／検査のためのアクセスを与えるものとする。

第31条

登録された政党は、毎年12月31日より前に、内務省及び経済財政省に対してそれぞれ報告を送るものとする。その報告は、政党の総裁又は財務担当者により署名されるものとする。

この報告は、以下の内容及び書類を含むものとする。

1. 政党の主な活動
2. 年間の収入及び経費をカテゴリ別に記載した貸借対照表。かかる貸借対照表は、政党の会計士により作成されるものとする
3. 政党の銀行口座の明細書
4. 政党の所有不動産又は事業収益及び負債を含む、あらゆる資産の明細書。

第32条

経済財政省は、本法律第31条の2項、3項及び4項で指定された財務諸表を調査する責任を負うものとする。

第8章 政党の解散、合併及び提携

第33条

政党は、党のあらゆる債務を弁済しあらゆる資産を清算した後に、自己の規約に従い、総会の決定に基づき、自己を解散することができる。政党は、内務省が政党登録簿から当該政党を除去するため、かかる解散に関して内務省へ直ちに書面で通知するものとする。

第34条

いかなる当局も、政党が裁判所の最終判決又は上告判決により破産が宣告された場合のみを除き、政党を解散させる権利を有しない。

第35条

政党が本法律第 33 条を遵守して解散を宣言した後、その残りの資産の清算は、総会の決定を遵守して行われるものとする。

第 36 条

政党は、その規則（規約）において決定されたとおり、別の政党との合併を宣言することができる。このことが規則に明記されなかった場合、当該政党は、自己の総会の決定を遵守するものとする。

内務省は、当該合併の通知を受領した後、政党登録簿から、（別の政党と）合併したことを宣言した政党を削除するものとする。

第 37 条

政党は、各政党の決定に従い、互いに二党間又は多党間連携を自由に形成することができる。

第 38 条

本法律第 31 条に違反する政党については、現金 300 万リエルの罰金刑の対象となるものとする。

違反が繰り返される場合は、上記罰金の 2 倍額の支払い対象となり、加えて、当該政党が一時的活動停止に処せられる場合がある。

第 39 条

本法律第 7 条及び第 29 条に違反する政党については、現金 300 万リエルから 500 万リエルまでの罰金刑の対象となるものとする。

違反が繰り返される場合は、上記罰金の 2 倍額の支払い対象となり、加えて、当該政党が一時的活動停止に処せられる場合がある。

第 40 条

本法律第 5 条及び第 15 条第 2 項に違反する人については、現金 100 万リエルの罰金に処せられるものとする。

第 41 条

以下のいずれかを犯した人については、現金 100 万リエルから 500 万リエルまでの罰金刑及び 1 か月から 1 年までの禁錮刑に処せられるものとする。

1. 内務省が政党登録簿に登録することを拒否した政党を支配／指揮し続けること、又は
2. 裁判所が解散の最終判決を既に行った政党を支配／指揮し続けること、又は
3. 本法律第 9 条に記載された暫定委員会の選出日後、18 カ月を超える期間、政党登録簿への登録申請をしなかった政党を支配／指揮すること、又は
4. 裁判所が、当該政党の解散若しくは一時的活動停止の最終判決を行った後であっても、政党の事務所を開け続けること。

第 42 条

本法律第 6 条に違反する人については、有効な刑法に従い刑罰の対象になるものとする。

第 10 章 経過規定

第 43 条

本法律の発効後、1993 年の国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の規定に準拠して自己を登録したあらゆる政党は、90 日の期間内に、内務省に対し、本法律第 20 条（11 号を除く）で指定された書類を届け出るものとする。

上記の指定期間内に書類を届け出なかった場合、当該政党は政党登録簿へ自身を登録する要望を断念したとみなされるものとする。

第 11 章 最終規定

第 44 条

本法律に反する規定は、ここで廃止されるものとする。

第 45 条

本法律は、緊急と宣言されるものとする。

プノンペンにおいて 1997 年 11 月 18 日に行われた
国王陛下を代理し、その命令を受けて
国家元首代行 CHEA SIM